

枠内を記載もしくは✓してください。

[illegible]

一宮市賃上げ促進支援金申込書(個人事業主用)

助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等(以下「他の助成等」という。)を受けていますか？	(「一宮市賃上げ促進支援金」は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、他の助成等との重複支給と判断される場合は支給対象外となります。複数受給が認められない場合があります。) ☐ はい(受給している他の助成等の名称を記入してください) () ☐ いいえ
「はい」と回答の方 上記の助成金等を受給した場合においても、今回の支援金の対象となりますか？	☐ はい ☐ いいえ →一宮市賃上げ促進支援金の対象外となります。

一宮市賃上げ促進支援金 申請書兼請求書

一宮市賃上げ促進支援金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 対象従業員数	2. 支援金申請額
人	万円

口座振込申請

支援金については、下記の口座に振り込んでください。

※ 申請者(事業者名又は代表者)と振込口座名義は同じもののしか受け付けられません。

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	口座種別
				☐ 普通 ☐ 当座
口座番号				
口座名義(フリガナ)				
口座名義				

添付書類(すべての書類の提出が必要です。)

- ☐ 一宮市賃上げ促進支援金に関する誓約書兼同意書
- ☐ 支給対象従業員一覧
- ☐ 賃上げ前後の対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ☐ 賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ☐ 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写し)

一宮市賃上げ促進支援金申込書(個人事業主用)

【支給対象従業員一覧】

事業主名:

下記従業員は、一宮市内の事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者であり、非正規雇用労働者については週の所定労働時間が 20 時間以上です。引き上げ後の賃金の支給実績があります。(最低 1 か月以上)

No.	氏名	賃金引上げ前月※1 非正規雇用は月給または 時給で記載		賃金引上げ月※2 非正規雇用は月給または 時給で記載		引上率 (B/A) % 103%以上が必要
		年月	賃金額 (A)	年月	賃金額 (B)	
1		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
2		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
3		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
4		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
5		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
6		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
7		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
8		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
9		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		
10		R 年 月	円	R 年 月	円	
	☐ 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し	☐ 賃金台帳の写し		☐ 賃金台帳の写し		

※1 賃金引上げ月の前月の年月及び引上げ前の賃金額を記入してください。ただし、賃上げ対象時期(令和7年1月1日から令和8年12月31日)に複数回の賃上げを行った場合は、1回目の賃上げの前月の年月及び引上げ前の賃金額を記入してください。

※2 賃金を引き上げた年月及び引上げ後の賃金額を記入してください。ただし、賃上げ対象時期(令和7年1月1日から令和8年12月

31 日)に複数回の賃上げを行った場合は、申請時点で適用されている賃金に引き上げた年月及び賃金額を記入してください。

一宮市賃上げ促進支援金に関する誓約書兼同意書(個人事業主用)

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印 (☒) を入れ、裏面に署名してください。

(支給申請には、全ての項目に☒の印が必要です。全ての項目に☐がない場合、支給はできません。)

誓約事項

- ☐申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っています。
- ☐本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。また、2025年中に本支援金の対象となった賃金の引上げを行った場合、2026年12月までは引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
- ☐一宮税務署に開業届を提出しています。
- ☐2025年及び2026年に事業実態があります。
- ☐中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者に該当します。
 - ※ 次のアからエのいずれかに該当するものは除く。
 - (ア) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
 - (ウ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
 - (エ) 運営費の大半を公的機関から得ている事業者
- ☐一宮市内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しています。
- ☐国税及び地方税を滞納していません。
- ☐過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- ☐申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等(違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。)はありません。
- ☐風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- ☐暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- ☐民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生を行っている者に該当しません。
- ☐申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は支援金の返還に応じます。また、支援金交付以後に発覚した場合は支援金を速やかに返還します。
- ☐この支援金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ☐国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合、正確に報告します。

同意事項

- ☐ 市長が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いかを確認することに同意します。
- ☐ 市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意します。
- ☐ この支援金を受給した事実を公表（屋号(ない場合は個人事業主氏名)、業種、所在地、従業員数等）されることに同意します。
- ☐ この支援金の履行確認のため、後日、市長が行う調査に協力すること同意します。

私は上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで署名します。

年 月 日

住 所：

氏 名：